

市民経済委員会委員長報告書

令和7年10月8日

市民経済委員会に付託されました議案4件、陳情2件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第17号「野々下で進行中の休耕田の埋立に関わる農地転用を許可しないように求める陳情書」について報告します。

本件は、第1期工事の農地転用の許可を取り消して原状回復を求めること、第2期工事の農地転用の許可を取り消して工事の進行を止めさせること、第3期工事以降の申請について農地転用の許可を与えないようにすること、上記の判断について、事実上同じ業者が行った野田市目吹・木野崎における、地権者を欺き結果的に農地法違反であったといえる農地造成工事を見て見ぬふりせず、厳正に審査すること、今後農地転用の審査に当たっては地面の高さ以上の埋立を認めないようにすることを求めるものです。

初めに当局より、

陳情項目の1について、流山市農業委員会では、農地転用の許可申請について、農地法、農地法施行令、農地法施行規則、国の通知及び県の農地転用関係事務指針に基づき審査しています。土砂等の利用による農地造成については、造成期間中、農地として使用できないことから、農地の一時転用として取り扱っております。一時転用の審査基準としては、従前の農地より高い利用価値を有する農地に復元できること、周辺農地の生産条件への悪影響や水路の分断を招くおそれがないこと、一時転用の期間は3年以内とすること、土の量について確保の見込みがあること、農地復元後の利用計画が明確で、実現可能なものであること、農地復元について、事業者と土地所有者の責任を明確化すること、土の性質について安全性が確保できること等の基準に従って確認をしております。申請書には、農地復元誓約書、作付け計画書、作付け誓約書の添付を求めていますし、本件は、審査基準に基づき、申請書類、現地調査及び事業者と土地所有者へのヒアリングにより審査し、農業委員会総会での審議、議決を経て、許可を決定したものであります。

なお、許可後3か月目及びその後1年ごとに進捗状況の報告を求めており、現時点では指導を要する状況は確認されておりません。農地造成の完了予定は令和8年9月とされており、終了後の報告書はまだ提出されておりませんが、提出された際には、申請内容のとおり実施されているかを調査いたします。

以上のとおり、審査基準に基づき審査し、許可したものであり、また、現時点では指導を要する状況は確認していないことから、許可を取り消す理由はないと考えております。

陳情項目2については、第1期工事と同様、審査基準に基づき審査し、許可したものであり、また、現時点では指導を要する状況は確認していないことから、許可を取り消す理由はないと考えております。

陳情項目3については、申請書が提出された場合には、申請内容を審査基準に基づき審査いたします。

陳情項目4については、造成後の作付けの計画によると、事業者である法人と土地所有者が協働して事業を行うとのことから、野田市での事業とは切り離して審査をいたしました。野田市での事例は流山市農業委員会の管轄外であり、違反か否かを判断する立場ではございません。本市の申請地では、現時点で指導を要する状況は確認しておりません。審査に当たって実施したヒアリングの際には、地権者に対しても、その責務として、事業の進捗状況を定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないときは農業委員会に連絡するよう念押しをしております。農業委員会としては、農地造成完了後も、利用状況調査などを通じて耕作の状況を把握し、必要に応じて指導をしていきます。農業委員会は、今後も変わらず厳正な審査を行っていきます。

陳情項目5については、盛土の高さを制限することにより、従前の農地より高い利用価値を有する農地の造成ができなくなる可能性があります。申請者の権利の制限に関わるため、慎重な検討が必要であると考えております。よって、直ちに地面の高さ以上の埋立を不許可とすることは考えておりません。

との意見がありました。

本案については、9月17日の委員会において、会期中の継続審査となり、その後、9月29日に2回目の委員会を開催したことを報告します。

なお、本委員会は9月29日に案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

陳情項目の1と2については、農地転用関係事務指針に基づき、書類や現地調査及び事業者と土地所有者へのヒアリングにより審査し、農業委員会総会での審議、議決を経て、許可を決定したものであり、現段階で許可条件に違反するものはなく許可の取り消し理由にはならない。

陳情項目の3については、審査基準に基づき審査すべきである。

陳情項目の4については、事業者と土地所有者からのヒアリングも行っており、野田市の事案とは別に考える必要がある。農業委員会は厳正に審査したものと考える。

陳情項目の5については、防災や治安面での不安、市のイメージ低下を理由に、盛土高の判断を行うものではなく、基準どおり従前の農地より高い利用価値を有する農地に復元できることを考えるべきである。

農業委員会は農業者の立場や、農地転用許可基準から周辺の農業者や、農地へ与える影響を鑑みて許認可の判断を行うものであり、陳情者の危惧する状況、例えば事業の実績がない、怪しい事業者である、治安の悪化、生態系の影響、里山が消滅する等といった不安を連想する事柄から不許可にすることや原状回復をすることは、まさに越権行為そのものである。

里山を守りたい気持ちから、農業委員会に対し、土地所有者でもある農業者の耕作をしたいとの意思を無視して、陳情者の要望を酌み入れ、いたずらに排他的な審査をさせようとすることは農地法の趣旨から逸脱している。

市長の権限が及ばない独立した行政機関である農業委員会に対し、里山が守られない責任を農業委員会へ転嫁し、公平・公正な判断を阻止してほしいとの陳情は、到底受け入れられるものではないと考える。

古間木・野々下の自然を守り流山市みどりの基本計画を推進する皆様においては、愛すべき流山の自然環境を守るために日々、御活躍されていることは、感謝申し上げる。

現在、古間木・野々下地域での農地造成により、この地域の状況は日々変わりつつあるが、造成工事完了後の環境と里山の共生を考えてほしい

とっている。

2 1点要望して、不採択の立場で討論する。

10年後、50年後、100年後、その先も考えた時に、里山を流山市の資産として残したいという思いはあるが、当該農地は市の所有でもなければ陳情者の土地でもないため、まずは地権者の意思が尊重されるべきである。地権者に農地転用の意思があることは明白であり、一番に尊重すべきである。

この農地転用が地権者の生活を守ることに寄与することが執行部の説明で認識ができたため、農地転用に反対する道理がない。一方で、市は里山エリアを流山市みどりの基本計画においては配慮地区、生物多様性ながれやま戦略においては重点地区として位置付けており、当該農地に関する農業委員会の決定との整合性が取れていないと言わざるを得ないので、流山市みどりの基本計画及び生物多様性ながれやま戦略は速やかに修正するべきで、市民への説明責任も果たさなければならないと考える。

第3期工事については、まだ申請に対する許可が下りていない状況である。水田として残すことは検討したのか地権者に確認したところ、経営者がいないとのことであった。経済的な面から農地転用を申請する方がいる一方で、稲作を希望している方もいる。水田の維持管理には機械の購入や雑草等のハードルがあるのは分かるが、市、地権者及び陳情者で水田の維持管理について検討する協議の場を設けていただくよう要望する。

がありました。

採決の結果、0対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第18号「マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書の発行を求める陳情書」について報告します。

本件は、国保加入者に対して、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書は無償かつ申請不要で交付することを求めるものです。

初めに、当局より、

令和5年6月9日付けで公布されました「マイナンバー法等の一部改正法」により、健康保険証はマイナンバーカードと一体化され、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことから、旧来の保険証

は令和6年12月2日に新規発行を終了しました。

本市国民健康保険においては、本年7月31日をもって、有効期限が満了したところです。

そのため、本年7月には、国の方針に基づき、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の健康保険証同様、医療機関窓口で提示することで保険診療を受診できる資格確認書を一齐送付したところです。

マイナ保険証に関する課題については、国の対応及び方針に基づき、本市でも対応しており、マイナ保険証を持っていても、マイナ保険証での受診等が難しい要配慮者等、資格確認書を必要とする方については申請により発行しており、引き続き保険診療が受けられる仕組みとなっているほか、マイナンバーカードの電子証明が切れた方などには、申請によらず、資格確認書を発行し、保険診療を受けられない期間が発生しないように対応を行っています。

また、国は本年8月1日以降、多数の自治体で国保の健康保険証が順次失効していく対応のため、有効期限が切れた被保険者証を誤って医療機関に持ち込んだ場合でも、保険診療を受けられるよう、暫定的な対応を医療機関に求める通知を発出しています。

そして、国は、国保の被保険者全員に資格確認書を一律に交付する必要があるとは考えていないという見解を示しています。

以上のことから本市としましては、国民健康保険被保険者全員に対し、マイナ保険証の保有の有無に関わらず、資格確認書を交付するという考えはありません。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

陳情願意は理解できるが、メリットが見いだせなかった。

そもそも、マイナンバーカードの申請は任意である。情報の一元化や手続の簡素化等のメリット、再発行や更新の手間というデメリットもあると思われる。

メリットが多いと判断すれば作る、デメリットが多いと判断すれば作らないと個人の判断に委ねることができる。仮に作らない人にペナルティーが発生するとすれば、これは大きな問題である。

陳情を採択した場合、かえって事務の混乱を招くと判断した。

私は、医療機関を利用する際には、資格確認書を利用している。保険証、診察券、お薬手帳等、受付、検査、診察、会計、薬局といろいろな所でその都度「あれだして、これだして」と言われると探す作業に手間取る。求めるものは、手続の簡素化、余計なものは郵送してほしくない、再発行に手間がかかるものを持ち歩きたくないということである。

2 不採択の立場で討論する。

資格確認書の一律交付は、マイナ保険証の利用を基本とする制度の趣旨に反し、混乱を招きかねない。マイナ保険証は医療DXを進め、事務の効率化や国民皆保険制度の持続にも資する重要な改革である。課題については国が改善を重ねており、自治体としては制度の円滑な実施を支援すべきである。

3 不採択の立場で討論する。

現在、全国の自治体では行政職員の不足が顕在化し始めており、効率的な業務運営が求められている。マイナ保険証は、こうした状況の中で事務作業を簡素化し、二重の作業を減らすために導入されており、行政業務の効率化の観点から大切である。

医療機関も人手不足が課題である。マイナ保険証を使えば、受診時の資格確認が自動で行われ、事務作業がスムーズになり、ミスも減らせる可能性がある。しかし、資格確認書の併用を前提とすると、仕組みを活かせず、負担軽減の効果も小さくなる可能性がある。地域医療を持続的に維持するため現場の負担軽減を目指すのであれば、このような仕組みに一定程度は協力していく必要があるのではないかと考える。

マイナ保険証には、過去の薬の履歴や健診情報を共有できるというメリットがある。これにより、医師がより安全に診療を行うことができ、患者の安心にも繋がる。また、高額療養費制度の限度額も自動で確認ができ、医療を受ける方にとっても、経済的な不安を和らげる効果も生まれる。

限られた人材で行政と医療を支えていくために、効率化は必要であり、全員に資格確認書を配付する必要はないと考える。

4 不採択の立場で討論する。

従来の健康保険証が廃止となった後でも、以前と変わらず医療が受けられるよう、マイナ保険証を保有していない方には資格確認書が申請に

よらず交付されているほか、マイナ保険証をお持ちであっても、障害をお持ちの方等の配慮が必要な方については、申請により交付されるなど、全ての方が以前と変わらず、保険診療を受けられる制度となっている。

また、制度の変更にあたっては、本市国民健康保険の被保険者に対し、広報ながれやま、市ホームページなどを通じて、丁寧な説明を行っている。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第70号「令和6年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、歳入は繰入金等の増加により前年度を上回りましたが、歳出については、保険給付費等の減少により前年度を下回り、歳入総額147億8,587万7千円に対し、歳出総額は146億5,468万4千円で、差引き1億3,119万3千円の実質収支額を令和7年度へ繰り越した令和6年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

令和6年度の平均被保険者数は2万8,193人で、前年度より1,343人減少しており、高齢化により後期高齢者医療制度に移行している推移を確認した。令和6年度では赤字額が約6億9千万円に膨れ上がっている。所得無しから300万円の被保険者が85%を占めるという構造を背景に赤字が発生しているが、これを補填するため、都道府県に責任主体が移行する、自治体の一般会計から赤字額分を繰入れる、という対応を経て、保険料の改定に至っていると考える。これにより赤字額が3億円台に減るということである。被保険者の理解と協力、職員の方々の努力があったものと評価する。

2 1点指摘と要望をし、賛成の立場で討論する。

被保険者数の減少に伴い、一般会計からの繰入れ等苦しい財政的な事情があるものの、収納率は年々上昇しており努力の成果が伺える。

そのような状況でも歳出は適正にコントロールされていると判断する。

1点指摘をすると、外国人の方の差し押さえ件数、不納欠損数等が比率として非常に高いことは問題であり、制度周知不足、言語の壁、そも

そも居住実態が無いなど様々な要因があると認識するがしっかりと課題を整理し、一つひとつ対処頂きたい。

市内在住でしっかりと納付している外国人の方に不公平感を抱かせないよう努めることを強く要望する。

3 賛成の立場で討論する。

全体的に財政状況が厳しい中で、担当部局は最大限の努力をしたと判断する。

独立採算制と言われても、負担する方々は経済的に苦しく、支払い自体が困難な方も多い。千葉県が主導であるため毎年のノルマのように数字が課され、達成するために苦勞をしている。しかも、東葛飾地域ではない市町村の負担も押し付けられている。

一般財源から繰入れを実施しても、後期高齢者医療制度や千葉県全体の基盤安定に使われ、保険料を支払った人に見返りが無いように感じられる一面もある。

従って、大きな病気をして、高額な医療費が発生した時以外は、この制度は感謝されることがなく、払い損と思われる傾向にある。これは、本市の努力だけでは限界があり、制度そのものに課題があることを示している。

今、本市ができることは、窓口サービスの向上や効率化で利用者に手間をかけさせないこと、引き続き千葉県に対しては強気な態度を取ることであると考える。

4 1点要望し、賛成の立場で討論する。

国民健康保険の被保険者は減少傾向にあり、保険料収入も減少している中、保険料の収納率は91.69%と前年度比1.28ポイント増となり、14年連続で増加となった。

これは、職員の方々の尽力と、多くの被保険者の皆様の御理解と御協力があつたことで達成できたものと評価する。

最後に、保険料収納率は増加したものの、令和6年度決算では、昨年度に引き続き赤字繰入金が発生している。

令和7年度において、保険料の改定を行ったことは承知しているが、当該会計の健全化に向けて、引き続き、赤字繰入の解消に向けた取組を計画的に行い、被保険者の皆様が安心して医療を受け続けられるよう、安定した運営を維持することを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第68号「令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、令和6年度決算額の確定に伴う繰越金や、医療給付費分事業費納付金の追加など所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ1億924万5千円を増額し、145億6,872万8千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号「令和6年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金の増加により歳入歳出とも前年度を上回り、歳入総額32億3,866万8千円に対し、歳出総額は31億4,586万3千円で、差引き9,280万5千円の実質収支額を令和7年度へ繰り越した令和6年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

年金からの天引き、現役世代の負担感と支払う側にとっては、非常に重たい社会保険制度であるが、高齢の身内が入院した際にかかる実際の自己負担額は低額で済むため、本当に困った時には大変ありがたい制度であると思う。

その中には、課題がいくつかある。病院の窓口ではあらかじめ預かり金が必要、意味がよくわからない書類を何枚も記入しなければならない、上限額を抑制するために市役所の窓口で手続きを行う等、多くの手続きで忙しい現役世代の時間を奪っている。

普段高額を負担を強いられているのだから、サービスを使う段階には、スピード感があり、当事者の面倒なことや実働の負担を少しでも軽減する必要があると思う。

行政としてできることは、手続の手間を減らす、事務処理を簡素化してすぐにサービスを受けられるように支援するといった利用者本位の体制を構築する、結果的に給付がいざという時に即時に受けられるように

するといった工夫がまだまだできるのではないかと思う。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第69号「令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、令和6年度決算額の確定に伴う繰越金や、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ7,804万8千円を増額し、33億8,924万4千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上